租税特別措置等に係る政策の事後評価書

		7月11日中に示る以外の子及計画目				
1	政策評価の対象とした政策 の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地改良事業)				
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人税:義)(国税)				
	対象税目	(法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)				
	② 上記以外の	(所得税:外)(国税)				
	税目	(住民税:外(自動連動))(地方税)				
3	内容	《制度の概要》				
	.,,,					
		法人が土地改良法による換地処分又は交換分合に伴い、清算金若				
		しくは換地又は交換取得資産を取得した場合、他の課税の特例を受け				
		ないときは、譲渡益の金額又は 5,000 万円のうち、いずれか低い金額				
		を損金算入できる。				
		注)換地処分とは、基盤整備事業等の実施による農用地の区画形質				
		の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の				
		新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地をエ				
		事前の土地とみなす行政処分である。				
		また、交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番を				
		変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定する				
		ことにより農用地の集団化を行う土地改良事業である。				
		《関係条項》				
		租税特別措置法第 65 条の2				
4	担当部局	農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課				
5	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年8月				
	象期間	分析対象期間: 令和2年度~令和6年度				
6	創設年度及び改正経緯	昭和 38 年 創設(特別控除額は 700 万円)				
		昭和 42 年 特別控除額を 1,200 万円に引き上げ				
		昭和 48 年 特別控除額を 2,000 万円に引き上げ				
		昭和 50 年 特別控除額を 3,000 万円に引き上げ				
		平成元年 特別控除額を 5,000 万円に引き上げ				
7	適用期間	恒久措置				
	II					
8	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等 びその根拠 基盤整備等の実施による担い手への農地の集積・集約化、農地					
	大区画化の推進。					
		《政策目的の根拠》				
		〇土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)				
		(目的及び原則)				
		第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関す				
		る事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、 農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もつて農業の生産性の				

向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

〇食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)

- 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 2 食料自給力の確保
 - (3)農業の生産基盤の確保に向けた取組
 - ② 農業生産基盤の整備・保全
 - (4)生産性向上に向けた取組
 - ① 生産性向上に向けた基盤整備

ア スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した 基盤整備

〈食料、農業及び農村に関する施策の KPI〉

担い手への農地集積率:60.4%(2023年度)→7割(2030年度)

〇土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定)

- 第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策
 - 1 政策課題と政策目標の枠組み

政策課題1:生産基盤の強化による農業成長産業化

政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の 推進による生産

- (1)担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進コスト削減を通じた 農業競争力の強化
- 2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策
 - イ 施策の成果目標
 - ② 活動指標
 - ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率約 8割以上
- 〇日本再興戦略(平成 25 年6月 14 日閣議決定)
 - 第 I. 総論
 - 5.「成長への道筋」に沿った主要施策例
 - (1)民間の力を最大限引き出す
 - ⑤ 農林水産業を成長産業にする
- 〇農林水産業・地域の活力創造プラン(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月 21 日改訂)
 - Ⅲ 政策の展開方向
 - 6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け

【大目標】

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の

				http://www.co.com/						
				健全な発展を図る。 						
				【中目標】						
				I - 1 我が国の食料供給						
				【政策分野】						
				【以来ガギオ ②食料自給力の確保						
		(3)	租税特別措							
			置等により	農業の持続的な発展に必要な基盤整備等を本措置により円滑に実施						
			達成しようと	すること。						
			する目標							
		4	政策目的に	担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化の推進を図るた						
			対する租税	め、換地処分	を伴う基盤	整備及びる	を換分合を	実施する場	合、本措置	
			特別措置等	により基盤整	備等が円滑	トに実施され	いることによ	り、農業の	持続的な発	
			の達成目標	展に寄与する	0					
			実現による							
			寄与							
9	有効性	1	適用数							
	等				A T=	A T-	A T-	A T-	単位:件	
				区分	令和	令和	令和	令和	令和	
				`× U **	2年度	3 年度	4年度	5年度	6年度	
				適用数	9	9	21	22	10	
				※ 農村振						
				※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用						
				実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特						
				定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。						
				住を行い、 ※ 法人税、			- 足粉になけ	・ス海田仏物	/+ EI	
				【算定根拠】	、広八尹未仁	元及い広入口	上氏状におり	る週用什数	1411 0	
		2	適用額					11	44 -	
					Δín	∆ 1⊓	∆ 1⊓	1	单位:百万円 │	
				区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
				 法人税	1.47	11.40	5. 69	12.67	4. 67	
					1. 47	11. 40				
				法人事業税			5. 69	12. 67	4. 67	
				法人住民税 	0. 34	2. 65	1. 32	2. 94	1.08	
				※ 農村振興局土地改良企画課調べ。						
				※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた						
				実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を						
				特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対し						
				────────────────────────────────────						
				【算定根拠】						
			1							

	3	減収額	単位:百万円						
			区分	令和	令和	令和	令和	令和	
				2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
			法人税	0.38	2. 92	1. 46	3. 24	1. 20	
			法人事業税	0. 10	0. 8	0. 4	0.89	0. 33	
			法人住民税	0. 02	0. 19	0. 09	0. 21	0.08	
			減収額 計	0.50	3. 90	1. 95	4. 34	1. 60	
			※ 農村振	興局土地改良	と企画課調へ	• .			
							法律に定め		
							本措置分の		
				ることは困業 を行い、適用			度、各都道	府県に対し	
			【算定根拠】	C110. 161	ロ奴サでに渡	E C / L o			
			別紙のとお	; IJ					
	<u> </u>	効里	《政策日的(9)	①)の達成:	上 。	1 郑 甡 则 甡 5	置生に トルギ	<u></u> 幸成し トンレ	
	4		《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(8③)の実現状況》						
			ノるロボハシンスがルバルル						
			換地処分を伴う基盤整備及び交換分合を実施する場合に、本措置						
				があることにより、事業の参加に対する法人の理解が得られやすいこ					
			とから、基盤整備等の円滑な実施が可能となる。						
			 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】						
			/和税性別世界第1-11法式」とことせて日標(0分)に対すて和税性別						
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別 措置等の直接的効果》						
			旧巴サツ県狭川州木州						
			〇本措置の適用のあった基盤整備地区における地域の中心となる						
			経営体への農地集積率						
				۸	۸	۸	۸	A 7-	
			区分	令和	令和 2.年度	令和 4 年度	令和	令和	
			 農地集積率	2年度 85%	3年度	4年度 84%	5年度 79%	6年度 100%	
					,-		7370	100%	
			※ 農村振興局土地改良企画課調べ。 ※ 農地集積率は、本措置の適用があった基盤整備地区への聞き取り						
			により把握。						
			農地集積率(%) = 基盤整備事業の完了時における事業実施地区 内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積						
							おける当該		
					責×100				
)ha×100≒8		
			令和 3 年度 =1,192.8ha / 1,332.6ha×100≒90%						

令和 4 年度 = 963. 5. 0ha / 1, 151. 3ha × 100 ≒ 84% 令和 5 年度 = 800. 8ha / 1, 016. 3ha × 100 ≒ 79% 令和 6 年度 = 4, 056. 1ha / 4, 057. 8ha × 100 ≒ 100%

			本措置の適用のあった地区においては、基盤整備が円滑に実施され、担い手への高い農地集積率が達成されており、農地の大区画化も図られている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(9①)が僅少等である場合の原因·有効性の説明》本措置は、法人が換地処分等に伴い受け取る清算金等を取得した場合に適用されるものであるところ、法人の場合は規模拡大に伴い清算金を支払うケースが多いこと、更に、法人経営であっても農地の所有権は法人の代表者の個人名義である場合も多く、事業実施後に法人化されることもあることから、本措置の適用件数等は少なかったものと考えられる。 一方、換地処分を伴う基盤整備等を実施する地区において、清算金の支払・徴収が発生するため、法人と自然人の場合との平等性の確保からも本措置は引き続き必要である。
		⑤ 税収減を是 認する理由 等	本措置が設けられていることにより、基盤整備等が円滑に実施され、担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化が推進されることから、税収減を是認する効果が発揮されているものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化を推進するための基盤整備等を円滑に実施する上で、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎年度の予算額に左右されることなく、時間差なく税負担を軽減する租税特別措置の手法を採ることが妥当であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	換地処分を伴う基盤整備等に対しては国等による補助が講じられているが、換地処分等に伴う清算金等の取得に対する課税を軽減するものは本措置のみである。
11	有識者の見	体が協力する相当性 る相当性 見解	_
12	評価結果の	の反映の方向性	本措置の実績は少額であるが、スマート農業の導入や担い手への 農地の集積・集約化、地域計画と連携した農地の大区画化を推進する 上で、基盤整備等を円滑に実施するための本租税特別措置は引き続 き継続すべきである。
13	前回の事情 評価の実施	前評価又は事後 施時期	令和2年5月~8月

1. 減税見込額積算

・法人税(令和2年度)……①

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人税率)※2

見込額 = 1.474066 × 0.232 地方法人税見込額 = 0.341983 × 0.103

·法人税(令和3年度)······②

→ 単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人税率)※6

見込額 = 11.400875 × 0.232 地方法人税見込額 2.645003 × 0.103

・法人税(令和4年度)……③

単位∶百万円

(特例適用対象額)※1 (法人税率)※6

見込額 = 5.690988 × 0.232 地方法人税見込額 1.320309 × 0.103

・法人税(令和5年度)……④

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人税率)※6

見込額 = 12.670710 × 0.232

地方法人税見込額 2.939605 × 0.103

・法人税(令和6年度)……⑤

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人税率)※6

見込額 = 4.676257 × 0.232

地方法人税見込額 1.084892 × 0.103

〇法人税減税見込み額(直近5年分)

①+2+3+4+5= 9.190 百万円

※1については、土地改良企画課の調査により把握

※2税率は普通法人に適用される税率により算出

・法人事業税(令和2年度)……⑥

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人事業税率)※2

見込額 = 1.474066 × 0.07

•法人事業税(令和3年度)……(7)

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人事業税率)※2

見込額 = 11.400875 × 0.07

•法人事業税(令和4年度)……⑧

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人事業税率)※2

見込額 = 5.690988 × 0.07

・法人事業税(令和5年度)……⑨

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人事業税率)※2

見込額 = 12.670710 × 0.07

•法人事業税(令和6年度)……⑩

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (法人事業税率)※2

見込額 = 4.676257 × 0.07

〇法人事業税減税見込み額(直近5年分)

6+7+8+9+10= 2.513 百万円

※1については、土地改良企画課の調査により把握

※2税率は普通法人に適用される税率により算出

•法人住民税(令和2年度)……①

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (県民税率+市民税率)※2

見込額 = 0.341983 × 0.07

•法人住民税(令和3年度)……⑫

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (県民税率+市民税率)※2

見込額 = 2.645003 × 0.07

•法人住民税(令和4年度)……③

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (県民税率+市民税率)※2

見込額 = 1.320309 × 0.07

・法人住民税(令和5年度)……4

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (県民税率+市民税率)※2

見込額 = 2.939605 × 0.07

•法人住民税(令和6年度)……⑤

単位:百万円

(特例適用対象額)※1 (県民税率+市民税率)※2

見込額 = 1.084892 × 0.07

〇法人住民税減税見込み額(直近5年分)

① 10+(2)+(3)+(4)+(5) = 0.583 百万円

※1については、土地改良企画課の調査により把握 ※2税率は普通法人に適用される税率により算出

※令和6年度分は現在、調査中

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
適用件数	9	9	21	22	10
法人税減税見込額(単位:百万円)	0.38	2.92	1.46	3.24	1.20
法人事業税減税見込額(単位:百万円)	0.10	0.80	0.40	0.89	0.33
法人住民税減税見込額(単位:百万円)	0.02	0.19	0.09	0.21	80.0
減税見込額(単位:百万円)	0.50	3.90	1.95	4.34	1.60